

議案第二十九号

中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の改正に伴う意見の申出について
右の議案を提出します。

令和八年五月二十九日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

アナログ規制の見直しに伴う総務部等関係条例の整備に関する条例

（中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第一条 中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月中央区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「掲げる方法」の下に「のうち区長が適当と認めるもの」を加える。

（中央区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代える」を「通知を公示の方法によつてする」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知については、中央区行政手続条例（平成八年六月中央区条例第十九号。以下「行政手続条例」という。）第十五条第四項の規定の例による。

第十七条第十項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十八条第四項中「中央区行政手続条例（平成八年六月中央区条例第十九号。以下「行政手続条例」という。）」を「行政手続条例」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（中央区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十六条第三項及び第四項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお、従前の例による。

（説 明）

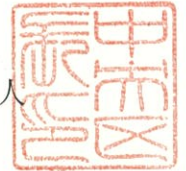
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。



8 中 総 職 第 2 1 2 号
令 和 8 年 5 月 2 7 日

中 央 区 教 育 委 員 会 様

中 央 区 長
山 本 泰 人



中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の改正に伴う意見の聴取について

中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の改正を令和8年第二回中央区議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴教育委員会の意見を聴取します。

記

1 改正を要する条例

- (1) 中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月中央区条例第2号）
- (2) 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月中央区条例第25号）

2 内容

本区の例規で定める「アナログ規制」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき国が実施した「アナログ規制の見直し」に準じた見直しを行うことにより、例規上いつでもデジタル技術が活用できる環境を整備する。

(1) 中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

現在、人事行政の運営の状況等については、「①区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法」・「②広報紙に掲載する方法」・「③インターネットを利用して閲覧に供する方法」の全てを実施し公表しているところ、①から③までのうち適当と認める公表方法を選択できるよう見直しを行う。

(2) 中央区職員の退職手当に関する条例

退職手当の支給制限処分等を受けるべき者の所在が不明で、通知が送達できないときに行う公示送達は、掲示場への掲示だけでなく、インターネットにも掲載すること等を明確にするための見直しを行う。

3 実施時期 公布の日

新旧対照表（抄）

○ 中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月中央区条例第二号）（第一条関係）

新	旧
（公表の方法） 第六条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法のうち区長が 適当と認めるもので行う。 一 区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法 二 広報紙に掲載する方法 三 インターネットを利用して閲覧に供する方法	（公表の方法） 第六条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法 で行う。 一 区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法 二 広報紙に掲載する方法 三 インターネットを利用して閲覧に供する方法

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号）（第二条関係）

新	旧
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第十六条（略） 2（略） 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知を公示の方法によつてする ことができる。 4 前項の公示の方法による通知については、中央区行政手続条例（平成八年六月中央区条例第十九号。以下「行政手続条例」という。）第十五条第四項の規定の例による。 （退職手当の支払の差止め） 第十七条（略） 2から9まで（略） 10 前条第二項から第四項までの規定は、支払差止処分について準用する。 （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第十八条（略）	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第十六条（略） 2（略） 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもつて通知に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。 （退職手当の支払の差止め） 第十七条（略） 2から9まで（略） 10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。 （退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第十八条（略）

新	2及び3 (略) 4 行政手続条例 規定による意見の聴取について準用する。 5 第十六条第二項から第四項までの規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。 6 (略)
旧	2及び3 (略) 4 中央区行政手続条例(平成八年六月中央区条例第十九号。以下「行政手続条例」という。)第三章第二節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。 5 第十六条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。 6 (略)

新旧対照表

○ アナログ規制の見直しに伴う総務部等関係条例の整備に関する条例（令和八年六月中央区条例第 号）（附則）

新	旧
附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （中央区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 2 第二条の規定による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十六条第三項及び第四項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお、従前の例による。	